

水道事業工事公募型指名競争入札実施要領

この要綱は、米子市上下水道局が発注する建設工事のうち水道事業に係る工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）以下単に「建設工事」という。）について、公募型指名競争入札（以下「公募型入札」という。）の実施に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

1 対象工事

公募型入札の対象工事は、予定価格が1億5,000万円以上の建設工事（緊急を要するものその他公募型入札により難しいものを除く。）とする。ただし、次に掲げる建設工事については、予定価格が1億5,000万円を下回る場合であっても、対象工事とすることができる。

- (1) 他工事との調整が複雑な建設工事
- (2) 高度な技術力を要する建設工事
- (3) 工事量が大規模な建設工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、米子市上下水道局建設工事等業者指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）が公募型入札によることが必要と認めた建設工事

2 技術資料の収集

米子市上下水道局建設工事等指名業者選定事務処理要領に基づき建設工事入札参加資格の認定を受けている者のうち、技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定した上で、4の技術資料の提出を求めるものとする。

3 技術資料の収集に係る公告

公募により4の技術資料を収集しようとする場合においては、次の表に掲げる事項を含む公告を行うものとする。

公告事項	留意事項
1 工事の概要 (1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 工事内容 (4) 工事規模、構造等 (5) 工期 (6) 予定価格 (7) 調査基準価格	① 工事内容については、工種、構造、規模等を記述すること。 ② 工事の施工に必要とされる技術的な能力又は要件を示す具体的な情報の記述に配慮すること。

2 応募資格に関する事項 (1) 等級・点数の条件 (2) 営業所の所在地 (3) 同種工事の施工実績 (4) 資格・経験を有する技術者の配置	① 工事の規模、技術的特性等を勘案して、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものに限ること。 ① 必要に応じて本店、支店等の所在地要件を設定すること。 ① 必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、技術的観点から真に必要なものに限ること。 ② 同種工事として認める工事の範囲の設定に当たり施工上の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める場合には、類似の工法によるものを含めること、発注工事の規模よりも小規模なものを認めることとする等により、弾力的な運用を図ること。 ① 技術者の施工実績を条件とする場合は、技術的難易度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、主任技術者、監理技術者等として実績を積んだ時の役職による限定を設けないこと。
3 技術資料の作成及び提出 (1) 技術資料作成要領の交付方法 (2) 技術資料の提出方法 (3) 技術資料の審査に関する事項	① 技術資料作成要領を希望者に交付すること。 ② 交付期間及び交付期間を明示すること。 ① 技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法（原則として持参による。）を明記すること。 ① 提出された技術資料を基に審査し、指名する旨を明記すること。
4 その他必要と認める事項	① 関連情報を入手するための照会窓口、その他実施上の留意事項を明記すること。

4 技術資料の内容

技術資料に記載する内容は、次に掲げるもののうちから、当該工事の特性に応じて定めるものとする。

記載事項	留意事項
1 経営規模総括表	① 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書に基づき記載し、同通知書を添付するよう記述すること（共同企業体の場合は、入札参加資格確認書類で提出のため不要。）。

2 同種工事の施工実績	① 同種工事の判断基準（工種、緒元等）を明示した上で、おおむね過去１０年間に完成した工事の中から代表的なものを記載すべきことを記述すること。この場合、記載件数の上限（３件まで等）を明示すること。 ② 類似工事の実績は、同種工事の実績が少ない場合にのみ記載するよう記述し、類似工事の判断基準（工種・緒元等）を明示すること。 ③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、工期、請負金額、工事概要及び技術的特性等を必要に応じて記載するよう記述すること。 ④ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０パーセント以上の場合のものに限る旨を明記すること。 ⑤ 確認書類として契約書及び仕様書の写し（共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。）又は工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等を添付するよう記述すること。
3 配置予定技術者	① 技術資料の提出時に配置予定の技術者を特定することができない場合は、複数の候補者を記入することができることを明示すること。 ② 配置予定の技術者の工事経験については、同種工事等の判断基準及び記載件数の上限（２件まで等）を明示すること。 ③ ５か月以上の継続雇用者に限る旨を明記すること。 ④ 確認書類として資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等を添付するよう記述すること。
4 その他必要と認める事項	

5 技術資料作成要領

技術資料作成要領には、次に掲げる事項を記載し、希望者に交付するものとする。

- (1) ４の技術資料の内容、記入要領及び提出方法に関する事項
- (2) 技術資料における評価項目及び評価の着目点に関する事項
- (3) 入札に参加しようとする者の指名に関する事項
- (4) 前３号に掲げるもののほか、入札の実施に関して留意する事項

6 特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い

(1) 応募資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表

者以外の構成員に係る応募資格については、必要な施工能力を確保することができ、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る条件に比べて低いものとすることができる。

(2) 同種工事の施工実績

共同企業体の代表者以外の構成員に係る施工実績に係る要件については、必要な施工能力を確保することができ、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る施工実績に比べて低いものとすることができる。

(3) 入札参加資格確認書

共同企業体に係る公募の場合は、次により、入札参加資格確認書を技術資料と同時に各 1 部提出させること。

提出書類	留意事項
1 共同企業体入札参加資格確認書 2 共同企業体経営規模総括表	・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書に基づき記載し、同通知書を添付するよう記述すること ・ 印影の鮮明なものとする。
3 共同企業体協定書の副本	
4 誓約書	

7 入札参加資格要件の決定等

公告内容及び技術資料（共同企業体に参加する入札にあっては、前項第 3 号の規定により提出された入札参加資格確認書を含む。以下同じ。）の内容については、当該工事の主管課が作成し、総務課契約管財担当と協議の上、指名審査委員会に諮り決定するものとする。

8 技術資料の審査及び指名業者の選定

- (1) 当該工事の主管課は、技術審査基準を別表 1 を参考に、提出された技術資料を評価の上、適宜審査表を作成し、指名審査委員会に諮るものとする。
- (2) 指名審査委員会は、審査表及び提出資料について総合的に審査し、指名業者を決定するものとする。
- (3) 入札参加資格の確認については、入札参加資格審査申請書及び技術資料により行うものとする。
- (4) 公募により広く入札参加希望者を募る入札方式であることから、不必要に厳格な絞込みは行わないものとする。

- (5) 技術資料を提出する者が1社のみの場合は、当該入札は中止するものとする。

9 不指名

次に掲げる者は、指名業者に選定しない。

- (1) 応募資格を満たしていない者
- (2) 米子市上下水道局が発注した工事の施工が遅れている者
- (3) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (4) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全と認められる者
- (5) 指名審査委員会が公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認めた者

10 非指名通知等

- (1) 技術資料を提出した者のうち当該工事について指名をしなかったものに対して、指名をしなかった旨及びその理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して3日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第1条に規定する米子市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して書面により非指名理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 管理者は、非指名理由についての説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期限の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。この場合においては、技術資料作成要領に定める評価の着目点に基づいて説明することとし、他社と比較して劣っている事項を明記するものとする。

11 現場説明会

公募型入札に係る現場説明会は、原則として行わず、質問書及び回答書により行うものとする。

12 入札書の提出方法

持参のみによる入札とし、その旨を明記するものとする。

13 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札参加者に当該入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとし、技術資料作成要領及び指名通知書にその旨記載するものとする。

14 実施上の注意事項

- (1) 事務処理の日数は、別表2に示す日数を標準とする。

- (2) 技術資料が提出されたことをもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料その他の提出資料は、返却しないものとする。
- (5) 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 第2号から前号までに掲げる事項については、技術資料作成要領において明示する。
- (7) 誤記等の訂正のための資料の差替えは、指名審査委員会の判断による。
- (8) 技術資料を提出した業者名は、公表しない。

15 提出書類等の様式

- (1) 公募型指名競争入札技術資料 様式第1号
- (2) 経営規模総括表 様式第2号（その1）
- (3) 共同企業体経営規模総括表 様式第2号（その2）
- (4) 同種工事の施工実績調書 様式第3号
- (5) 配置予定技術者の資格及び工事経験 様式第4号
- (6) 共同企業体入札参加資格確認書 様式第5号
- (7) 誓約書 様式第6号
- (8) 非指名通知書 様式第7号

16 その他

- (1) 本要領は、建設工事に係る業務委託の取扱いについて、対象となる予定価格を5,000万円以上と読み替えて準用する。
- (2) その他公募型入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

17 施行期日

この要領は、平成24年7月2日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

技術審査基準

評価項目	評価の 着目点	評価区分				
		5	4	3	2	1
①同種工事の施工実績	施工実績の規模及び内容	施工実績が一定規模以上かつ豊富である	施工実績が一定規模以上又は豊富である	施工実績が普通である	施工実績が少ない	施工実績なし
	施工実績の事業主体	国、県等の施工実績がある	市町村の施工実績がある	民間工事の施工実績がある	—	施工実績なし
	施工条件（地形、地質、安全、仮設等）	条件が類似している	条件が一定類似している	条件が類似していない	—	—
	技術的特記事項	取り組みが積極的に創意工夫が見られる	取り組みに一定の創意工夫が見られる	取り組みが普通である	取り組みをしているものの消極的である	取り組みが見られない、記述がない
②配置予定技術者	施工実績の規模及び内容	技術者の経験が一定規模以上かつ豊富である	技術者の経験が一定規模以上又は豊富である	技術者の経験が普通である	技術者の経験が少ない	技術者の経験がない
	施工実績の事業主体	国、県等の施工実績がある	市町村の施工実績がある	民間工事の施工実績がある	—	施工実績なし
③その他 ・技術者の保有状況 ・営業年数 ・経営事項審査総合評定値 ・優良建設工事施工者表彰等		施工内容等勘案し、適宜評価を行う				

（評価の留意点）

- 1 評価区分の 1 が一つ以上あれば非指名とする。
- 2 評価区分の総点数により順位付けの評価を行い、同点の場合は、評価区分の 5 の評価数で順位を決定する。
- 3 その他の評価項目については、施工内容等を勘案し、評価を行う。

別表 2

公募型指名競争入札標準事務処理フロー

7 日 ～ 14 日	※技術資料の提出に係る掲示（告示） ※技術資料作成要領の交付 ※技術資料の受付 ※技術資料の提出期限	※技術資料提出業者 ①同種工事の施工実績 ②配置予定技術者（主任技術者、監理技術者等）の資格、工事経験、継続雇用 ③技術者の保有状況 ④優良建設工事施工者表彰等 ⑤ J Vに係る入札参加資格確認書類
10 日	※建設業者指名審査委員会 ①技術資料の審査 ②指名業者の選定 ※指名及び非指名の通知（閲覧開始）	※建設業者の指名審査委員会 ①技術資料の評価 ②審査表（案）の作成
10 日	※非指名理由の説明要求 ※非指名理由の説明要求に対する回答 ※入札の実施	

注）上記日数は標準的であり、休日を含まない。